

平成 29 年 12 月 28 日  
株式会社 大正銀行

お客さま 各位

## 休眠預金等活用法施行に伴う「異動事由」の公表について

平成 30 年 1 月 1 日 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(※) (以下、「休眠預金等活用法」と言います。)の施行に伴い、休眠預金等活用法施行規則第 4 条 4 項 3 号にもとづき「異動事由」について下記の通り公表致します。

(※) 引き出しや預け入れ等の取引が 10 年間以上行われていない預金を民間公益活動の促進に活用することを定めた法律。この法律で民間公益活動とは、国や地方公共団体では対応することが困難な社会的諸問題の解決を図るために民間の団体が行う公益に資する活動で、子供や若者の支援、日常生活や社会生活を営む上で困難を有する人の支援、地域、地域活性化等の支援に係る活動などがこれにあたります。

### 記

当行は各預金について、以下の各事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

預金種目	異 動 事 由
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</li> <li>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</li> <li>③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④預金者等からの申し出にもとづく入金専用通帳の発行があったこと（当行が把握できるものに限りします。）</li> </ul>
普通預金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</li> <li>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）</li> <li>③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。） <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</li> <li>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</li> </ul> </li> <li>④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（当行が把握できるものに限りします。）</li> <li>⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限りします。）</li> </ul>



	<p>⑥「大正総合口座取引規定」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>総合口座</p>	<p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）  ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）  ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）  (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性  (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（当行が把握できるものに限りします。）  ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限りします。）  ⑥「大正総合口座取引規定」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>自由金利型定期預金（M型）、自動継続自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、自動継続自由金利型定期預金、変動金利定期預金、自動継続変動金利定期預金、期日指定型定期預金、自動継続期日指定型定期預金</p>	<p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）  ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）  ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）  (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性  (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（当行が把握できるものに限りします。）  ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限りします。）  ⑥「大正総合口座取引規定」にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと</p>
<p>貯蓄預金、納税準備預金、定期積金、積立定期預金、積立式定期預金</p>	<p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）  ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）  ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）  (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性  (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと（当行が把握できるものに限りします。）  ⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限りします。）</p>



<p>通知預金</p>	<p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）</p> <p>③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（当行が把握できるものに限り。）</p> <p>⑤預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限り。）</p>
<p>別段預金</p>	<p>①預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できるものに限り。）</p>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>  
 株式会社 大正銀行 事務部  
 電話番号：06-6205-8400（大代表）  
 お電話受付時間：  
 銀行窓口営業日の9：00～17：00